

議案第40号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限を適用しない建築物を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第137条の10第3項」を「第137条の18第3項」に改める。

別表第2 東京都市計画四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画の項エ欄に次のように加える。

- 3 まいろーど四つ木商店街沿道地区の区域内に存する防災生活道路四つ木1号、3号、4号、6号、7号、10号又は11号に面する建築物の部分であって、区長が敷地の形態上又は土地利用上やむを得ないと認めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。